

発注番号	2025000501	内訳No.	001
担当課	市民課		
担当者	谷澤 欄子	電話	0857-30-8192
起票日	R7.8.18	総額・単価	総額

【詳細仕様】

その他条件	印刷の方式	指定なし										
	グリーン購入	☒ 適用 (☐ Rマーク要) ☐ 非適用										
	その他	原稿の撮影	☐ 可	☐ 不可	原稿の返却	☒ 要	☐ 不要	入札保証金・契約保証金	免除	部分払	☐ 有	☒ 無
		別紙特記事項参照のこと										

※ グリーン購入調達方針における判断基準、配慮事項

[判断基準]

- ① 古紙配合率に係る判断基準については、当面の間、適用しない。ただし、できるだけ環境への負荷の少ない用紙（原材料として「古紙パルプ」と「環境に配慮したバージンパルプ」の使用比率の合計が高い製品）を使用すること。
- ② 非塗工紙は、白色度70％程度以下であること。
- ③ 塗工紙は塗工量が両面で30g/㎡以下であること。
- ④ 再生利用しにくい加工が施されていないこと。
- ⑤ オフセット印刷については、芳香族成分が1％以下の溶剤（動植物油系などの溶剤を含む）のみを用いる印刷用インキを使用していること。

[配慮事項]

- ① 表紙の表面加工等への有害物質の発生原因となる物質の使用を制御していること。
- ② 古紙再生の阻害要因となる物質の使用を制御していること。

※ 契約条項

- 1 受注者は、この契約条項に基づき、仕様書等（仕様書、原稿、見本等及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、落札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した請負代金（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって、仕様書記載の印刷物の製造を仕様書記載の納入期限内に完了し、鳥取市（以下「発注者」という。）に引き渡さなければならない。
- 2 受注者は、この契約（この契約条項及び仕様書等を内容とする印刷物製造の請負契約をいう。以下同じ。）の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 3 この契約条項に定める請求、通知、承諾、及び解除は、書面により行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 5 受注者は、製造の全部を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。
- 6 発注者から納入期限若しくはこの契約の内容の変更又はこの契約の全部若しくは一部を解除することについての協議があったときは、受注者は協議に応じなければならない。
- 7 受注者は、その責めに帰することができない事由により納入期限内に印刷物を引渡しできないときは、その理由を明示した書面により、発注者に納入期限の延長変更を請求することができる。
- 8 受注者は、製造を完了したときは、速やかにその旨を発注者に通知し、発注者は、当該通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、製造の完了を確認するための検査を完了しなければならない。
- 9 受注者は、印刷物が前項の検査に合格しないときは、直ちにこれを取り替え、又は修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取替え又は修補の完了を製造の完了とみなして前項の規定を適用する。
- 10 受注者は、第8項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができ、発注者は、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に請負代金を支払わなければならない。発注者の責めに帰すべき事由により、当該請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延利息の率」という。）を乗じた額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。
- 11 仕様書等で分割納入の対象とする製造の部分、回数及び時期が定められているときは、第8項中「製造」とあるのは「分割納入に係る製造」と、第9項中「印刷物」とあるのは「分割納入に係る印刷物」と読み替えて、これらの規定を準用する。
- 12 受注者の責めに帰すべき事由により納入期限内に製造を完了することができない場合においては、発注者は、請負代金から前項の規定による納入部分に相応する請負代金を控除した額につき、遅延日数に応じ、契約日における、遅延利息の率を乗じた額を損害金として受注者に請求することができる。
- 13 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
 - (1) その責めに帰すべき事由により、印刷物を納入期限内に仕様書記載の納入場所においてその数量を引渡ししないとき又は引渡しする見込みが明らかにないと発注者が認めたとき。
 - (2) 引渡しされた印刷物が仕様書等記載の規格・品質と相違するとき。
 - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- 14 発注者は、受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認められたときは、この契約を解除することができる。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反する行為
 - (2) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の3に規定する行為
- 15 前2項の規定によりこの契約が解除された場合において、受注者は、請負代金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 16 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われている場合において、発注者は、受注者がこの契約を履行したときは、契約保証金を返還する。
- 17 発注者は、この契約に基づいて発注者が負う債務をこの契約又は他の契約に基づいて受注者が負う債務と相殺することができる。
- 18 この契約条項に定めのない事項については、鳥取市契約規則（昭和39年鳥取市規則第3号）の定めるところによるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。
- 19 請書又は契約書を作成した場合は、請書又は契約書の規定に従う。

特記事項

1 偽造防止の方法

表は万線（スラー）方式とする。

2 偽造防止の効果

- (1) モノクロコピー機及びカラーコピー機でコピーすると「複写」の文字が浮き出ること（コピー前の原本は、「複写」の文字が目立たないよう留意すること）。
- (2) 「複写」の文字の位置及び数は見本のとおりとする。

3 偽造防止効果のテスト

最新のカラーコピー機により 2 回以上テストを行う。

4 印刷及び保管

- (1) 印刷物の性質の観点から、鳥取市内に自社が保有する印刷機で印刷すること。
- (2) 納入期限までに印刷を完了し、市の職員の確認を受けること。
- (3) 完了後は、印刷物の性質の観点から、鳥取市内に自社が所有する保管場所
で保管すること。
なお、用紙の使用は 3 カ月に 25 箱程度を見込んでおり、市の職員の指示により指定の場所に都度搬入すること。

5 その他

- (1) 保管中の用紙の取り扱いについては特段の注意を払うこと。
- (2) 印刷の工程で作成した刷版、データ等の中間生成物の取り扱いについても特段の注意を払うこと。
- (3) 印刷及び保管は、市の職員が立ち会うことがある。
- (4) 年度内に追加発注が生じた場合は、落札単価での契約について協議に応じること。
- (5) プリントアウトした際用紙が湾曲しないこと。
- (6) 500 枚ごとに透明フィルム、ビニール等でタイトに包み（シュリンク包装など）傷、汚れ、劣化、荷崩れやばらけを防止するための処置を行うこと。
- (7) 印刷物にかしがある場合は、修補を請求することがある。